

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,006単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 383単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 683単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 785単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,775単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			